

街づくりだより

ひがしぐち

発行(第十四号)

平成 十年 十月 一日

長野市市街地整備局

電話 〇二六

二三五・七二〇〇

主 な 記 事

土地区画整理審議会の選挙について	・ 1 面
土地区画整理審議会とは?	・ 2 面
選挙権・選挙の日程について	・ 3 面
その他	・ 4 面

土地区画整理審議会委員の選挙について

長野駅周辺第二土地区画整理事業の施行のため「長野都市計画長野駅周辺第二土地区画整理審議会」が設置されています。

現在審議会は、施行区域内の宅地の所有者から十名、施行区域内の宅地について借地権を有する者から二名、土地区画整理事業について学識経験を有する者から三名、合計十五名で構成されています。

委員の任期は五年と規定されており、平成十一年一月十七日で任期満了となります。これに伴い審議会委員の選挙を「平成十一年一月十七日」に行ないます。

投票となる場合は、定数十二名(学識経験者三名を除く)に対して候補者数が、今回の選挙において選挙すべき委員の数を越えた場合です。

(学識経験を有する審議会委員の三名は、市長が選任します。)

中止数

- ・ 施行区域内の宅地所有者から 十名
- ・ 施行区域内の宅地について借地権を有する者から 二名
- ・ 学識経験を有する者から 二名

宅地所有者及び借地権者は、選挙すべき委員の半数以内の「予備委員」を置く規定があります。

☆土地区画整理審議会とは?

土地区画整理事業においては、施行区域内の宅地の所有者、及び施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙によって選出したそれぞれの代表者と、土地区画整理事業について学識経験を有する者で構成される土地区画整理審議会を設置します。この土地区画整理審議会は、施行者の諮問機関として事業が民主的かつ公正に執行されることを確保しようとするものです。具体的な任務は次のとおりです。

○土地区画整理審議会委員の任務

施行者が審議会に諮る事項に対して、審議会は決定する事項と、意見を述べる事項とがあります。

- ・ 審議会で決定する（議決）事項は、
 - 一 評価員の選任
 - 二 換地計画において、特別の宅地についての特別の定め
 - 三 工区間の飛換地
 - 四 公益施設についての創設換地
 - 五 重要文化財等の所在する宅地についての特別の換地
 - 六 公益施設用地の清算金についての特別の定め

七 公益施設の用に供している宅地についての換地不交付

八 宅地地積の適正化をする場合の諸設定

九 借地地積の適正化をする場合の諸設定

十 宅地又は借地権の換地について立体化をする場合の諸設定

- ・ 審議会で意見を述べる（諮問）事項は、
 - 一 換地計画の決定
 - 二 換地計画の縦覧について提出された意見書の審査
 - 三 換地計画の変更
 - 四 仮換地の指定
 - 五 減価補償金の各権利者別の交付額の決定

☆土地区画整理審議会の選挙権

選挙権は、土地所有者に対して一票与えられるものであり、共有者（土地等を共有で持っている権利者・マンションなどの区分所有者を含む）は、あわせて一人の所有者とみなされます。

・共有名義の場合

共有者が選挙権を行使するにあたってはそれぞれのうちから代表者を選任し、通知しなければなりません。その際「代表者選任通知書」を提出する必要があります。

これは、相続人が決まっていらないような場合（複数の人が想定相続人となっているようなケース）も同様に扱われます。

・法人名義の場合

法人が選挙権を行使するにあたっては、その法人が「法人指定投票者証明書」を提出する必要があります。指定した者ができることになっています。

・借地権者の場合

借地権者が選挙権を行使するにあたっては、土地登記簿に借地権者として登記されている者及び「借地権申告」又は「権利変動届」を提出した者ができることになって
います。

・未相続の場合

相続登記未了の場合の相続権者（二人以上の場合は、その代表者）は、「相続権利者届」を提出する必要があります。

これらの届け出等を提出していない権利者の方は、十月末日までに届け出をするようにして下さい。

なお、各届け出書は市街地整備局にあります。

届け出がないと、選挙権及び被選挙権が認められなくなる場合があります。

詳しい事は、市街地整備局に御相談ください。

選挙の日程（予定）

○選挙期日・選挙人名簿縦覧期間公告
（十月上旬）

※選挙人名簿とは、選挙期日等の公告をした日から二十日を経過した日現在における施行区域内の宅地の所有者、又は施行区域内の宅地について借地権を有する者で、当該選挙において選挙をなすべきものの氏名・住所・性別及び生年月日を記載した名簿です。

○選挙人名簿縦覧開始（十一月上旬）

※縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認める場合においては、縦覧期間内に、文書で異議を申し出ることができます。
縦覧期間は二週間です。

○選挙人名簿縦覧終了

○選挙人名簿修正の公告・申出人へ通知

○選挙人名簿確定・委員の数の公告
（十二月中旬）

※立候補の届け出・推薦届け出の提出期間
提出期間は十日間です

○立候補者の公告（十二月下旬）

（候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないときは、投票を行なわないのでその旨の公告）

○選挙場並びに投票時間及び開票の日時の公告（一月上旬）

○選挙日 机収票示（一月十七日）

※委員の選挙は無記名投票です。

選挙の当日、自ら選挙場に行き、

投票用紙に選挙すべき者一名の氏名を記載し、投票箱に入れ投票する。

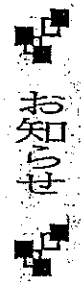
投票用紙は、選挙の当日、選挙場において選挙人に交付します。

法人の場合（法人の指定する者）は、投票の際その権限を証する書面を選挙管理者に提出して下さい。

開票は当日行なう予定です。

○当選人への通知・公告

（※当選人への通知・公告により、当選の効力が発生します。）



従前居住者用住宅（旧再開発住宅）建設に関するアンケート調査を行ないます。

一 建設の主旨

従前居住者用住宅地の建設は、区画整理事業（市街地再開発事業等）の実施に伴って住宅に困窮することとなる従前居住者に賃貸する住宅で、建設は長野市が行ないます

二 調査の目的

今回行なう調査は、平成五年二月に既に実施されていますが、社会情勢の変化、事業区域内にお住まいの皆さんのニーズと住環境等の実情に合わないものとなっております。

ついでに、今回改めて調査を行ない、借家にお住まいの皆さんの意向と状況を的確に把握し、これから建設する従前居住者用住宅の建設計画に反映するため実施するものであります。

また、調査結果は、目的以外に使用する

ものではありません。

三 調査方法

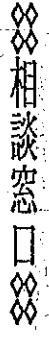
調査対象世帯は、地区内の借家世帯を無作為で抽出するものであります。

また、プライバシー保護のため無記名で提出していただくものです。

御協力をお願いいたします。

調査本且期間（予定）

平成 十年 十月、十一月



市街地整備局では地権者支援として、きめ細かな相談会・窓口対策等考えております。土地区画整理事業に対するご意見、ご要望等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

※お問い合わせ先

長野市市街地整備局（栗田九七二番地）
管理計画課 ☎〇二六（二二五）七二〇〇
換地整備課 ☎〇二六（二二六）五〇四九
☎〇二六（二二四）四九四一